

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 2 9 日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第 9 6 条前段		
許認可等の種類	農業協同組合等の農業用排水施設管理規程の設定、変更又は廃止の認可		
法令の定め	<p>○第 96 条</p> <p>第 95 条第 1 項の規定により行う土地改良事業には、第 47 条、第 50 条、第 52 条第 1 項から第 5 項まで、第 8 項及び第 9 項、第 52 条の 2 から第 55 条まで、第 56 条第 2 項、第 57 条から第 57 条の 3 まで並びに第 63 条の規定を準用する。</p> <p><関連条項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法施行規則第 76 条 		
審査基準	<p>当該農業用排水施設が土地改良法施行規則第 47 条第 1 項第 1 号に掲げる施設である場合にあっては「土地改良施設の管理規程について（昭和 40 年 5 月 20 日付け 40 農地 B 第 1629 号農地局長通達）」、当該農業用排水施設が同項第 2 号に掲げる施設である場合にあっては「農業用排水路に係る管理規程制度の運用について（昭和 60 年 1 月 24 日付け 60 - 26 構造改善局農政部管理課長通達）」（別紙のとおり）</p>		
標準処理期間	総期間	2 4 <input type="text"/> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	
	協議機関	日・月	
	処分機関	2 4 <input type="text"/> 月	（各総合振興局及び振興局）
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係		
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課事業制度 G （電話番号：011-204-5407 ）		
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）		